

桶川市立日出谷小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

- ・「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校では「いじめは、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの未然防止

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を感じられることができるように努める。

(1) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童の自主的活動の推進

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

- ・道徳教育の推進

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

- ・一人一人が活躍できる学習活動

毎日の学習の中で、一人一人が「できた・わかった」と思える授業を実践していく。

- ・人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさや、うれしさを実感できる力の育成を目指す。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

- ・人権教育の推進

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

人権標語、人権作文、人権感覚育成プログラム等の取組を行う。

(2) 家庭・地域、関係機関との連携

- ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「よい子の電話相談」等のいじめ問題等の相談窓口の利用も検討する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次の通り実施する。

- ・いじめアンケート調査（児童対象） 年3回実施（6月、10月、2月）
- ・いじめアンケート調査（保護者対象） 年1回実施（10月）
- ・個人面談を通しての聞き取り調査（11月）

②いじめの早期解決のために、全職員が問題解決にあたる。

- ・教職員がいじめを発見したとき、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題解決にあたる。
- ・情報収集を行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・いじめが起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) ネット上のいじめの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見は、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないようにするためにも保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していくことも必要である。

(3) 重大事態への対応

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は速やかに次の対応を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、被害児童・保護者に対して、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、適切に説明をする。

ア 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

例えば、

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

桶川市「桶川市いじめ防止等基本方針」より

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

毎月1回定例で実施。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、各学年生徒指導部員で問題傾向を有する児童や学校内外での諸問題についての情報交換及び共通行動についての話し合い等を行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止対策委員会を設置する。

校長、教頭、生徒指導主任、該当学年職員（学年主任、担任）、校長が指名する者（主幹教諭、養護教諭、教育相談主任 等）で、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 役割

【未然防止】

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

6 その他

- ① 学校いじめ防止方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ② 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ③ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。